（五）議会解散対策の件　本部提出

（六）総選挙事件対策の件　本部提出

（七）救援運動支持の件　本部提出

（八）機関紙財政確立に関する件　本部提出

一　議会対策の件（第一草案）

一、第五十五議会は、来る四月二十日を以て召集される　この一切の干渉暴圧と選挙権の極度の制限とによって選ばれ（今や召集されんとしてゐる特別議会は如何なるものであるかを　総選挙の結果暴露し来った一聯の事実は次の如くである。然り、各政党得票数は厳然たる政治的事実であり　これは新選挙法による総選挙の結果が従来の制限選挙のそれと何等本質的差異をもたらさなかったことを証明してゐる。

吾人に政府の宣達した怪文書及び鈴木内相の発表した議会政治否認の声明は政府自らが新選挙法の蹂躙者であること並に資本家地主の政府の下に於ける議会政治そのものゝ階級性をバクロした。

実に今日の議会にはすこしも進歩的役割はない。それはブルジョアの民衆偽瞞反進の立憲的機関たるに過ぎぬ。具体的には今日の日本の議会はブルジョア二大政党たる民政政友が「多数」を制し争ふの名に於て政権を交互に掌握するための道具である。

従って現在の議会の労働者農民の利益とは全く無干渉であり、決定的に対立